

放棄した債権の報告について

木祖村私債権管理に関する条例（令和7年条例第19号）第7条第1項の規定により次のとおり権利を放棄したので、同条第8条の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

木祖村長 奥原 秀一

1 債権の名称 木祖村村営水道料

2 債権を放棄した日 令和8年3月31日

3 債権を放棄した理由、金額等

債権を放棄した理由（木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項）	放棄した債権の債務者数	放棄した債権の金額
第1号 時効期間満了	4人	511,166円
第4号 所在不明	6人	25,759円
第5号 破産等	2人	27,013円
計	12人	563,938円

債権放棄理由書

債権を放棄した理由（木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項）	放棄した債権の債権者数	放棄した債権の金額	内 訳	
			債権放棄理由	債権放棄額
第1号 時効期間満了	4人	511,166円	平成28年3月25日の入金後納入の実績が無く、平成28年8月分納入期限から時効（5年）を経過していることから木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第1号に該当し債権を放棄する。	80,845円
			平成13年9月開栓以降一度も入金が無く、平成13年9月分納入期限から時効（5年）を経過していることから木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第1号に該当し債権を放棄する。	64,280円
			平成21年2月27日以降の入金が無く、平成21年2月分納入期限から時効（5年）を経過していることから木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第1号に該当し債権を放棄する。	360,101円
			当時の従業員に確認したところ既に経営者は死亡していることが分かった。既に時効が成立していることから木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第1号に該当し債権を放棄する。	5,940円
第4号 所在不明	6人	25,759円	本村での住民記録無し。失踪または行方不明のため木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第4号に該当し債権を放棄する。	1,836円
			本村での住民記録無し。失踪または行方不明のため木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第4号に該当し債権を放棄する。	15,048円
			特定記録郵便宛先不明により所在特定困難なため木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第4号に該当し債権を放棄する。	3,360円
			特定記録郵便宛先不明により所在特定困難なため木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第4号に該当し債権を放棄する。	1,600円

			特定記録郵便宛先不明により所在特定困難なため木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第4号に該当し債権を放棄する。	1,827円
			特定記録郵便宛先不明により所在特定困難なため木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第4号に該当し債権を放棄する。	2,088円
第5号 破産等	2人	27,013円	令和元年12月11日法人解散のため木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第5号に該当し債権を放棄する。	5,081円
			令和元年12月11日法人解散のため木祖村私債権管理に関する条例第7条第1項第5号に該当し債権を放棄する。	21,932円
計	12人	563,938円		563,938円

○木祖村私債権管理に関する条例 第7条第1項抜粋

- (1) 当該私債権につき必要な措置を講じたにもかかわらず消滅時効が完成したとき。ただし、時効完成後に債務者が当該私債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。
- (4) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。